

## ○誤信使用財産に係る既存事案の処理促進について

〔平成 21 年 2 月 19 日  
財 理 第 6 6 6 号〕

改正 平成24年 3月 6日財理第 984号  
同 27年 3月17日同 第1264号  
同 30年 3月30日同 第1143号  
令和元年 6月28日同 第2319号  
同 2年 1月31日同 第 325号  
同 2年12月18日同 第4097号  
同 3年 3月23日同 第 988号  
同 3年 6月11日同 第1932号  
同 6年 3月29日同 第1008号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

財務省所管普通財産のうち誤信により使用が開始された等の経緯を有する不動産の取扱いについては、平成 13 年 3 月 30 日付財理第 1267 号「誤信使用財産取扱要領」通達（以下「誤信使用通達」という。）の定めるところにより処理を図っているところであるが、一層の適正な管理処分のため、特に誤信使用通達記の第 2 の 1 ②に定める既存事案として区分されるものについては、計画的かつ効率的に処理すべく、下記のとおり当面の取扱いを定めたので遺漏のないよう処理されたい。

### 記

#### 第 1 定義

- 1 「財務局長等」とは、財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長をいう。
- 2 「財産特定済財産」とは、国有地が登記済の財産及び国有地が登記未済であるが買受申請者が申請者自身による登記を確約している財産（以下「登記済財産」という。）又は国有地は特定されているが登記嘱託に使用できる地積測量図があり、今後国による登記が必要な財産等（以下「登記未済財産」という。）をいう。
- 3 「位置推定可能財産」とは、上記 2 以外の財産で、国有地が登記未済であるものの実測図が存在する財産又は国有地の実測図はないが既存資料から財産特定の可能性がある財産をいう。
- 4 「位置推定不能財産」とは、上記 2 及び 3 以外の財産で、既存資料からでは国有地を特定することが著しく困難と判断される財産をいう。

#### 第 2 財産の分類

財務局長等は、既存事案に関する処理計画を策定するため、平成 20 年 12 月 31 日現在で既存事案として区分されている財産について、既存資料に基づき態様別に分類した上で、別紙第 1 号様式を作成するものとする。

### 第 3 処理計画の策定

#### 1 処理計画

##### (1) 第 1 次計画

財務局長等は、原則として後述の優先順位の区分に従い、既存事案の 3 カ年の処理計画（対象年度は、平成 21～23 年度とする計画。（以下「第 1 次計画」という。））を策定の上、別紙第 2 号及び第 3 号様式を作成し、平成 21 年 3 月末日までに理財局長に報告するものとする。

##### (2) 第 2 次計画

財務局長等は第 1 次計画期間の処理実績を踏まえ、第 2 次計画（対象年度は、平成 24～26 年度とする計画。（以下「第 2 次計画」という。））を策定の上、別紙第 4 号様式を作成し、平成 24 年 4 月末日までに理財局長に報告するものとする（第 6 の 2 に定める報告を兼ねる）。

なお、第 2 次計画期間終了時までには、原則として全事案について、占使用確認等の調査を実施するものとする。

##### (3) 第 3 次計画

財務局長等は、第 2 次計画期間の処理実績を踏まえ、第 3 次計画（対象年度は、平成 27～29 年度とする計画。（以下「第 3 次計画」という。））を策定の上、別紙第 4 号様式を作成し、平成 27 年 4 月末日までに理財局長に報告するものとする（第 6 の 2 に定める報告を兼ねる）。

なお、第 3 次計画期間終了時までには、原則として買受等の意思確認を実施するものとする。

##### (4) 第 4 次計画

財務局長等は、第 3 次計画期間の処理実績を踏まえ、第 4 次計画（対象年度は、平成 30～令和 2 年度とする計画。（以下「第 4 次計画」という。））を策定の上、別紙第 4 号様式を作成し、平成 30 年 4 月末日までに理財局長に報告するものとする（第 6 の 2 に定める報告を兼ねる）。

なお、第 4 次計画期間終了時までには、原則として買受勧奨等を実施するものとする。

(5) 財務局長等は、第 4 次計画期間の処理実績を踏まえ、必要があると認められる場合は、第 5 次計画（対象期間は令和 3 年度から 5 年以内とする。）を策定の上、別紙第 4 号様式を作成し、令和 3 年 4 月末日までに理財局長に報告するものとする（第 6 の 2 に定める報告を兼ねる）。

なお、第 5 次計画期間終了時までには、全事案について買受勧奨等を実施するものとする。

(注) 第5次計画の計画期間を5年未満で策定した場合、その進捗状況を踏まえ、必要があると認められる場合は、本省と調整の上、計画期間の合計が5年を超えない範囲内で、その計画期間を延長し、処理することができる。この場合、計画最終年度の翌年度4月末日までに理財局長に報告するものとする(計画期間の再延長を行う場合も同様とする)。

## 2 処理方針

財務局長等は、処理のための折衝の端緒が比較的明確なもの及び誤信使用通達記の第2の2の(4)留意事項に該当するもの等を優先して取り組むために、次の区分により優先順位付けを行うとともにそれぞれの区分に沿って処理を行うものとする。

ただし、処理状況に応じ、売却等の最終的な処理に向け、それぞれの区分の処理目標を超える処理を積極的に行うよう努めるものとする。

なお、第1次計画期間中の処理目標を達成できなかった財産については、原則として、第2次計画期間の初年度(24年度)中に当該処理を行うものとする。

更に、第2次計画期間中の処理目標を達成できなかった財産については、原則として、第3次計画期間の初年度(27年度)中に当該処理を行うものとする。

重ねて、第3次計画期間中の処理目標を達成できなかった財産については、原則として、第4次計画期間の初年度(30年度)中に当該処理を行うものとする。

第4次計画期間までに買受勧奨等に至らなかった財産(以下「計画未達財産」という。)については、第5次計画期間終了までに、全事案について買受勧奨等を実施するものとしていることを踏まえ、必ずしも、第5次計画期間の初年度(令和3年度)中に当該処理を行うことを要しないものとする。

また、個別の財産の優先順位は変更しないものとするが、各財務局等におけるストック件数及び処理が容易な財産の分布等の実情を踏まえ、処理目標を後退させることのない範囲において、優先順位に関わらず処理を行うことができるものとする。この場合、上記第3の1の(2)、(3)、(4)又は(5)の処理計画提出時に当該処理計画の策定方針(処理計画の策定方針についての概要、処理目標を後退させていないことの確認結果及びその他参考事項等が記載された任意の様式。)を併せて提出するものとする。

### ① 優先順位1位

財産特定済財産で、かつ、平成20年12月31日までに占使用者に対し、概算価格若しくは概算貸付料(以下「概算価格等」という。)を提示済みのもの又は買受け若しくは貸付けを受ける意思(以下「買受け等の意思」という。)が示されたものについては、原則として第1次計画期間中に占使用者に対し改めて全件買受け等の意思の確認を行い、買受け等の意思確認した場合、速やかに概算価格等の提示を行うものとする。ただし、改めて買受け等の意思を確認する必要がないと判断される場合は、占使用者に対し、直ちに概算価格等の提示を行うものとする。

### ② 優先順位2位

財産特定済財産で、かつ、平成 20 年 12 月 31 日時点において登記済財産（前述の優先順位 1 位の対象財産を除く。）については、原則として第 1 次計画期間中に全件占使用状況確認を実施し、占使用されていることが確認された場合は、占使用者の特定に努め、買受け等の意思の確認を行うものとし、占使用されていないことが確認された場合は、直ちに国有財産の管理態様の変更を行うものとする。

③ 優先順位 3 位

財産特定済財産で、かつ、前述の優先順位 1 位及び 2 位以外のものについては、原則として第 2 次計画期間末までに全件占使用状況確認及び登記を終了させることを目途として、計画を策定するものとする。計画期間中に占使用状況の確認を実施し、占使用されていることが確認されたものは、占使用者の特定に努め、買受け等の意思の確認を行うものとし、占使用されていないことが確認された場合は、直ちに国有財産の管理態様の変更を行うものとする。

④ 優先順位 4 位

位置推定可能財産については、原則として第 2 次計画期間末までに全件現地調査を終了させることを目途として、計画を策定するものとする。現地調査の結果、財産の特定はされたが占使用されていないことが確認されたもの又は財産の存在が確認されなかったものは、直ちにそれぞれ当該結果に基づき国有財産の管理態様の変更又は抹消を行うものとする。また、占使用されていることが確認された財産のうち、おおむねその 5 割について、第 2 次計画期間末までに占使用者を特定し、買受け等の意思の確認を行うものとする。

⑤ 優先順位 5 位

位置推定不能財産については、原則として第 2 次計画期間末までに、全件現地調査を終了させることを目途として、計画を策定するものとする。現地調査の結果、財産の特定はされたが占使用されていないことが確認されたもの又は財産の存在が確認されなかったものは、直ちにそれぞれ当該結果に基づき国有財産の管理態様の変更又は抹消を行うものとする。

⑥ その他

占使用者により国有地の存在が否認されている財産及び取得時効を主張されているものについては、第 1 次計画期間中に事実確認を実施し、当該結果に基づき処理をするものとする。

なお、前述の優先順位 1 位から 5 位の財産については、国有地の存在を否認又は取得時効を主張された都度、処理をするものとする。

#### 第 4 処理方法

上記第 3 の 2 に基づく誤信使用財産の処理に当たっては、歳入確保、維持管理コスト抑制の観点から、引き続き売却を優先するが、売買契約が締結できない場合、占使用者との間に契約関係がない状況が続くことは財産管理の観点から適切でないことから、

折衝等に当たっては、以下のとおり行うものとする。

#### 1 期限の設定等について

一定の折衝後、意思確認等を行う場合には、次のとおり回答期限を設定するとともに、売買契約が締結できない場合には、貸付契約締結に向けた処理に移行する手続を明確化するなど、処理の長期化を防止するものとする。

##### (1) 買受けの勧奨

- ① 買受けの意思確認を行う際は、占使用者からの回答期限を設定し、買受けに応じない場合（回答期限までに回答がない場合を含む。）には買受けの意思がないものとして、貸付契約に移行する旨を文書（別紙通知文書例示1）で通知するものとする。買受けの回答期限については、意思確認（第1次処理計画開始以降の意思確認のことをいう。）を初めて行うものは原則として3ヵ月以内、意思確認（第1次処理計画開始以降の意思確認のことをいう。）が2回目以降の場合は原則として1ヵ月以内とする。

なお、明らかに買受けの意思がないと認められる場合には、下記(2)貸付への移行から行うことができるものとする。

また、これまでの折衝状況等を踏まえ、買受けの意思確認を行うことなく、概算価格等を通知することもできるものとし、その場合は下記②の処理手続を準用するものとする。

- ② 占使用者から買受けの意思が示され、概算価格等を通知する場合も、意思確認の回答期限を設定し、文書（別紙通知文書例示2）で通知するものとする。買受けの回答期限は原則として3ヵ月以内とし、回答期限までに買受けに応じない場合、又は回答がない場合には買受けの意思がないものとして、貸付契約に移行する旨を当該文書に併せて明記するものとする。

##### (2) 貸付への移行

買受けの意思がない場合（回答期限までに買受けの回答がない場合を含む。）は、原則として3ヵ月以内の借受けの回答期限を設定するとともに、概算貸付料等を文書（別紙通知文書例示3）で通知し、貸付に移行するものとする。

##### (3) 貸付契約に応じない場合

上記(2)の貸付契約の締結に応じない場合（期限までに借受けの回答がない場合を含む。）には、借受けの意思がないものとして、誤信使用通達記の第2の2の(3)に定める処理を行うものとする。

##### (4) その他

- ① 占使用者との折衝の経緯等から契約締結の見込みがある場合等には、上記の回答期限等を延長しても差し支えないが、処理の長期化を防止する観点から必要最小限に止めるものとする。
- ② 占使用者から折衝等を拒否された場合には、その理由を確認するものとする。当

該理由が事情やむを得ないものと判断できない場合、又は回答がない場合には、占使用者に誤信使用通達記の第2の2の(3)に定める既往使用料の支払及び「既往使用料支払債務確認書」の提出を求める旨を通知するとともに、可能な法的措置（不当利得返還請求等）について、必要に応じ法務局等と協議の上、対応方針を決定し、処理を行うものとする。

なお、当該理由が事情やむを得ないものと判断できる場合（疾病、相続の発生等により折衝ができない場合等）には、原則として上記(3)の対応によるものとするが、過去の折衝の経緯等を勘案の上、個別に判断することも差し支えないものとする。

## 2 測量

誤信使用財産に係る既存事案（取得時効事務取扱要領に基づき処理を行うものを除く。）については、原則として国において測量をするものとする。なお、新規事案（誤信使用通達記の第2の1①に規定する新規事案をいう。）についても、既存事案に隣接しているなど、同時に測量することが合理的と判断される場合等には、国で測量することもできるものとする。

## 3 評価

評価については、誤信使用通達記の第3及び第4の定めるところにより処理を行うものとする。

## 第5 取得時効の説明等

取得時効の説明については、誤信使用通達記の第5の定めるところにより行うものとする。

なお、誤信使用通達記の第5の2の場合については、取得時効の説明後、原則として3ヵ月を経過しても手続がされない場合には、折衝を再開するものとする。この場合も買受け・借受けを文書（別紙通知文書例示4）にて同時に勧奨するものとし、回答期限を原則として3ヵ月以内で設定する。回答期限までに占使用者から明確な意思が示されない場合には、上記第4の1の(3)の対応に移行するものとする。

## 第6 進行管理及び報告等

### 1 進行管理

本業務の事務処理に当たっては、別紙第5号様式に基づき、一件別に財産の進行管理を行うものとし、現況等の把握については誤信使用通達記の第6の1により行うものとする。

### 2 報告

#### (1) 前年度実績及び修正処理計画

財務局長等は、前年度実績及び当該実績を踏まえた修正処理計画を策定の上、別紙第4号様式を作成し、毎年4月末日までに理財局長へ報告するものとする（第3の1の(5)の報告を兼ねる）。

#### (2) 一件別進行状況

財務局長等は、一件別の進行状況について別紙第5号様式により、毎年度3月末時点のものを翌月末までに理財局長へ報告するものとする。

なお、計画未達財産のうち、毎年度期首時点で策定した計画の達成が困難と見込まれる財産については、その理由を合わせて報告するものとする。

## 第7 書面等の作成・報告等の方法

### 1 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

### 2 電子メール等による報告等

- (1) 本通達に基づく報告等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。
- (2) 上記(1)の方法により報告等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

### 3 適用除外

上記1及び2の措置は、本通達に規定する手続のうち、次に掲げる場合については適用しないものとする。

- (1) 記第4に規定する手続のうち、国有財産の買受けの意思についての回答書を徴する場合
- (2) 記第5に規定する手続のうち、国有財産の買受け・借受け意思についての回答書を徴する場合

## 誤信使用財産(既存事案)分類表

財務(支)局

(単位:件)

区分		概算価格等 提示済	買受(借受)予定	相手方意向不明	相手方不詳	国有地否認	時効援用見込	合計
財産特定済	登記済							
	登記未済							
	計							
位置推定可能								
位置推定不能								
合計								

**【記載要領】**

対象財産は、平成20年12月31日現在で既存事案に区分されているものとする。



別紙 第2号様式

第1次3ヵ年処理計画表(平成○年度期首時点)

財務(支)局  
(単位:件)

(総括表)

区分	総件数	21年度	22年度	23年度	第1次計画計	第2次計画以降
現地調査						
占使用状況確認						
占使用者の特定						
折衝(意思確認)						
境界確定						
買受勧奨等						
登記						
合計(取組み等の計)						

別紙 第3号様式

第1次3ヵ年処理計画表(平成○年度期首時点)

優先順位○位  
(個別表)

財務(支)局  
(単位:件)

区分	総件数	21年度	22年度	23年度	第1次計画計	第2次計画以降
現地調査						
占使用状況確認						
占使用者の特定						
折衝(意思確認)						
境界確定						
買受勧奨等						
登記						
合計(取組み等の計)						

誤信使用財産処理計画・実績表(令和〇年度期首時点)

財務(支)局  
(単位:件)

(総括表)、(個別表)優先順位〇位、その他

区分	総件数	第1次計画				第2次計画				第3次計画				第4次計画				第5次計画					
		21年度	22年度	23年度	計	24年度	25年度	26年度	計	27年度	28年度	29年度	計	30年度	元年度	2年度	計	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計
現地調査																							
占使用状況確認																							
占使用者の特定																							
折衝		/																					
買受け等の意思確認																							
境界確定																							
買受勧奨等																							
登記																							
合計(取組み等の計)																							

【記載要領】

- (1) 総括表及び優先順位毎(1位～その他)の個別表を作成すること。
- (2) 第2次、第3次、第4次又は第5次計画の報告については、対象年度の欄の上段に計画件数を記載し、下段にも同様の件数を記載する。
- (3) 前年度実績及び修正処理計画の報告については、上段には前年度計画件数を記載し、下段には過年度分については実績件数、当該年度以降分については修正計画件数を記載する。  
また、処理の結果、誤信使用から態様が変更されるなど、処理計画が不要となった場合には、その件数を欄の右側にマイナス(▲)表示することとする。
- (4) 「折衝」は、通達第4の1の(1)の①に定める意思確認を行うため、占使用者と折衝を実施する(した)ものを記載する。
- (5) 「買受け等の意思確認」は、通達第4の1の(1)の①により文書を通知する(した)もの及び折衝状況等を踏まえ、口頭による意思確認をしたものを記載する。  
※第1次計画において、「折衝(意思確認)」の区分に記載していた件数は、「買受け等の意思確認」に記載すること。
- (6) 「買受勧奨等」は、通達第4の1の(1)の②または第4の1の(2)により概算価格等を通知する(した)ものを記載する。

誤信使用財産(既存事案)一件別進行管理表(令和〇年度)

財務(支)局、財務事務所、出張所

財産の概要														財産特定等にかかる分類(平成20年12月31日時点)								
No	局名	事務所・出張所名	優先順位(1~その他)	管理件数の有無 (有:1 無:0)	財産の区分(該当:1)		用途分類	測量の必要性	誤信使用相手方	都道府県市区町村	市区町村未済	台帳数量(延)	台帳価格	取得年月日	誤信使用発生年月日	公図の有無	実測図の有無	登記簿謄本の有無	境界協議書の有無(年月日)	占使用者名(既存資料より)	過去の折衝実績等(1から6)	財産特定分類(A-1・A-2・B・C)
					旧法定外公共物	国有畦畔																
計																						

進行管理																						
現地調査	占使用状況確認	占使用者の特定	折衝	買受けの意思確認				対応方針	境界確定		登記	買受勧奨				借受勧奨				売払(貸付)		
現地調査年月日	占使用状況確認年月日	占使用者名(特定結果)	初回折衝年月日	文書通知年月日	回答期限	意思確認年月日	占使用者の主張	(「売」「賃」「時効」「訴訟」の別)	境界立会年月日	境界協議書取交し年月日	登記年月日	概算価格提示年月日	価格提示までに時間を要した理由	回答期限	回答年月日	占使用者の主張	概算貸付料通知年月日	回答期限	回答年月日	占使用者の主張	売払(貸付)申請書受理年月日	売払(貸付)年月日

5割減額売払(該当:1)	時効					時効中断措置		訴訟移行			処理完了		誤信使用財産処理計画・実績表(令和〇年度期首時点)における取組み実施(予定)年度												備考				
	時効説明(該当:1)	時効説明年月日	折衝再開予定日	時効取得確認申請書受理年月日	取得時効完成認定年月日	債務確認通知年月日	対応方針	占使用者の不誠実性の確認	訴訟移行の可否	提訴年月日	処理完了年月日	処理内容	現地調査		占使用状況確認		占使用者の特定		折衝		買受け等の意思確認		境界確定			買受勧奨等		登記	
													計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施		計画	実施	計画	実施

## 記 載 要 領

別紙第5号様式「誤信使用財産（既存事案）一件別進行管理表」の記載要領については、下記のとおりとする。本表により集計を行うため、各項目において記載漏れ等がないよう留意すること。（セルの結合は行わないこと。）

また、進行管理上、既存の内容に変更が生じた場合は、内容変更不可としている項目を除き、その都度、直近の内容に更新すること。

なお、処理が完了（誤信使用財産ストックが減少）した財産については、本表から削除しないこと。

### [優先順位]（内容変更不可）

- ・処理促進通達第3の2に定める優先順位（1位～その他）を記載。

### [管理件数の有無]

- ・管理件数が有の場合「1」を、無の場合「0」を記載する。

本表の管理件数「有」を集計した件数と、国有財産総合情報管理システムの汎用帳票（FF47及びFF55）のストック件数が整合するよう、ストック件数の管理を行うこと。

### [財産の区分]

- ・財産が「旧法定外公共物」又は「国有畦畔」である場合は、該当欄に「1」を記載。これら以外の財産については、空欄とする。

### [用途分類]

- ・財産の用途について、下記の分類によりコード番号を記載。

コード	用途	摘要
1	庁舎等	国・公共団体の庁舎等公用施設
2	道路	公共用施設のうち道路のみ
3	河川等	河川・水路・上下水等上記を除く 公共用施設
4	事業用敷地	事務所、店舗、賃貸住宅、社員住宅等 事業用施設（軌道を除く）
5	専用住宅	個人の持家
6	併用住宅	個人の店舗併用住宅
7	農地等	農地、採草放牧地、その他農業関係施設
8	社寺・境内地等	寺、神社の建物敷地及び祭事等に供する境内の範囲（堂宇等を含む）

9	軌道	J R等事業用の鉄道線路等の敷地
10	私道	自己所有地等に至る道路敷地
11	家庭菜園	住宅敷地の規模・用途を超える庭の敷地
12	その他	上記1～11にあてはまらないもの

### [測量の必要性]

・測量について、下記の別を記載。

「1」: 今後、売却等の処理にあたり、測量が必要なもの。

(測量実施後は「2」に変更すること)

「2」: 既存の測量図によって売却等の処理が可能なもの。

### [誤信使用発生年月日]

・誤信使用発生年月日については、国有財産総合情報管理システム(台帳記録・決算機能)業務マニュアルに従い記載する。

「取得入力」: ① 宅地等造成地内に所在する旧里道畦畔等の処理対象財産については、引継通知書の受領年月日。

② 既設の管理単位に追加する場合は、既設の誤信使用発生年月日。

③ 上記以外は取得年月日。

「態様変更入力」: ① 既設の管理単位に追加又は既設の管理単位を分割する場合は、既設の誤信使用発生年月日。

② 上記以外は態様変更日

### [財産特定等にかかる分類](内容変更不可)

・「過去の折衝実績等」(1から6のいずれかを記載。)

「1」:【概算価格等提示済】 国有地買受(借受)の意思確認を了し、国有地の価格等(概算額、概算貸付料等)の提示を行ったもの。

「2」:【買受(借受)予定】 国有地買受(借受)の意思確認を了しているもの。

「3」:【相手方意向不明】 国有地の存在を認めているが、買受(借受)の意向が無いもの、あるいは現時点での意向が不明なもの。

「4」:【相手方不詳】 占使用者(相手方)の推定が困難なもの。

「5」:【国有地否認】 国有地の存在を否認しているもの。

「6」:【時効援用見込】 過去に時効の援用を主張しているもの。

・「財産特定分類」(A-1・A-2・B・Cのいずれかを記載。)

「A-1」:【財産特定済財産(登記済)】

「A-2」:【財産特定済財産(登記未済)】

「B」 : 【位置推定可能財産】

「C」 : 【位置推定不能財産】

### [現地調査]

・「現地調査年月日」 現地調査を行った日を記載。

### [占使用状況確認]

・「占使用状況確認年月日」 財産の占有状況について、現地において確認した日を記載。

### [使用者の特定]

・「占使用者名（特定結果）」 占使用確認等の結果により判明した占使用者名を記載。

### [折衝]

・「初回折衝年月日」 平成 21 年 4 月以降に初めて折衝を行った日を記載。ただし、平成 21 年 4 月以降に買受け等の意思確認を行い、折衝を継続しているものについては、直近の意思確認日以降、初めて折衝を行った日を記載。

### [買受けの意思確認]

・「文書通知年月日」 回答期限を明示した文書を占使用者に送付（手交）した日を記載。  
なお、折衝状況等を踏まえ、文書による意思確認を省略する場合は、「省略」と記載する。

・「回答期限」 文書通知年月日から起算して原則 3 ヶ月以内（意思確認が 2 回目以降の場合は 1 ヶ月以内）で設定した回答期限を記載。

・「意思確認年月日」 占使用者の意思を確認した日を記載。

・「占使用者の主張」 占使用者の主張を記載（①、②、③、④のいずれかを記載）。

「①」: 【買受意思あり】 買受けの意思が示されたもの。 → [買受勧奨] へ進む。

「②」: 【買受意思なし・回答なし】 買受意思が示されなかったもの、または回答がなかったもの。 → [借受勧奨] へ進む。

「③」: 【時効主張】 取得時効が主張されたもの。 → [時効] へ進む。

「④」: 【折衝拒否】 折衝が拒否されたもの。

→ [訴訟移行] の「占使用者の不誠実性の確認」へ進む。

### [対応方針]

・「対応方針」 ここまでの折衝等を踏まえ、今後の対処方針を記載。

### [境界確定]

- ・「境界立会年月日」 境界立会を実施した日を記載。
- ・「境界協議書取交し年月日」 すべての境界協議書の取交しが完了した日を記載。

## [登記]

- ・境界確定結果に基づき、必要な表示登記を完了した日を記載。

## [買受勧奨]

- ・「概算価格提示年月日」 概算価格を文書で提示した日を記載。
- ・「価格提示に時間を要した理由」 買受けの意思が示されたものについて、意思確認年月日から概算価格の提示までに3ヶ月以上時間を要した場合、その理由を記載（①、②、③のいずれかを記載）。

「①」:【境界確定及び測量】 境界確定及び測量に時間を要したのもの。

「②」:【概算価格の評価】 評価手法の検討又は評価資料の収集に時間を要したのもの。

「③」:【その他】 上記①、②以外の理由によるもの。

※ その他の内容は備考欄等に記入すること。

- ・「回答期限」 概算価格提示年月日から起算して原則3ヵ月以内で設定した回答期限を記載。
- ・「回答年月日」 占使用者から回答があった日を記載。
- ・「占使用者の主張」 占使用者の主張を記載（①、②、③のいずれかを記載）。
  - 「①」:【買受承諾】 回答期限までに買受が承諾されたもの。
  - 「②」:【買受意向なし】 回答期限までに買受を承諾しないもの、または明確な回答がなかったもの。 → [借受勧奨]へ進む。
  - 「③」:【折衝拒否】 折衝が拒否されたもの。

→ [訴訟移行]の「占使用者の不誠実性の確認」へ進む。

## [借受勧奨]

- ・「概算貸付料通知年月日」 概算貸付料を文書で通知した日を記載。
- ・「回答期限」 概算貸付料通知年月日から起算して原則3ヵ月以内で設定した回答期限を記載。
- ・「回答年月日」 占使用者から回答があった日を記載。
- ・「占使用者の主張」 占使用者の主張を記載（①、②、③のいずれかを記載）。

「①」:【借受承諾】 回答期限までに借受が承諾されたもの（買受の意向が示された場合も含む）。

「②」:【借受意向なし】 回答期限までに借受を承諾しないもの、または明確な回答がなかったもの。

→ [訴訟移行]の「占使用者の不誠実性の確認」へ進む。

「③」:【折衝拒否】 折衝が拒否されたもの。

→ [訴訟移行]の「占使用者の不誠実性の確認」へ進む。



## [売払(貸付)]

- ・「売払(貸付)申請書受理年月日」 それぞれの申請書を受理した日を記載。
- ・「売払(貸付)年月日」 それぞれの処理を完了した日を記載。
- ・「5割減額売払」 誤信使用財産取扱要領記第4に定める5割相当額控除の規定を適用して売却したものについて、「1」を記載。

## [時効]

- ・「時効説明」 占使用者に対し、取得時効事務取扱要領に基づく処理の説明を行った場合には「1」を記載。
- ・「時効説明年月日」 時効説明を行った日を記載。
- ・「折衝再開予定日」 時効説明年月日から起算して3ヵ月を経過した日を折衝再開予定日として記載。  
→折衝再開予定日までに時効取得確認申請が行われない場合は[折衝]へ進む。
- ・「時効取得確認申請書受理年月日」 時効取得確認申請書を受理した日を記載。
- ・「取得時効完成認定年月日」 取得時効の完成を認定した日を記載。

## [時効の更新又は完成猶予に関する措置]

- ・「債務確認通知年月日」 既往使用料支払債務確認書を求める旨を通知した日を記載。
- ・「対応方針」 債務確認通知後の対処方針を記載(【折衝継続】、【訴訟検討】の別を記載)。

## [訴訟移行]

- ・「占使用者の不誠実性の確認」 折衝(又は借受け)に応じない占使用者に対し、その理由を確認した結果を記載(①、②のいずれかを記載)。  
「①」:【折衝継続の余地あり】 理由確認の結果、折衝継続の余地があると認められるもの。  
→ [時効の更新又は完成猶予に関する措置]へ進む。  
「②」:【不誠実】 理由確認の結果、折衝継続が困難であり、訴訟に拠らなければ解決を図ることができないと認められるもの。  
→ [時効の更新又は完成猶予に関する措置]及び「訴訟移行の可否」へ進む。
- ・「訴訟移行の可否」 訴訟に移行することを検討し、その結果を「可能」又は「困難」と記載。
- ・「提訴年月日」 訴訟を提起した日を記載。

## [処理完了]

- ・「処理完了年月日」 処理の結果、誤信使用財産ストックが減少した場合、以下により処理完了年月日を記載。  
→売払、貸付、譲与の場合は「契約年月日」、

態様変更、台帳抹消、喪失、公共物へ編入の場合は「異動年月日」  
※ 処理の結果ストックが減少しないものについては記載しないこと。なお、一部売払等を行う場合は、行を追加（挿入）のうえ、当該処理について記載すること。

・「処理内容」 次の例のように記載する。

例：「売払」「貸付」「譲与」「公共物へ編入」「〇〇へ態様変更」「〇〇の誤謬訂正による台帳抹消」、「時効による喪失」

### **[誤信使用財産処理計画・実績表（令和〇年度期首時点）における取組み実施（予定）年度]**

・各年度期首時点における各処理区分について、計画年度を「計画」欄に、実施年度を「実施」欄に、それぞれ記載する。

なお、別紙第4号様式による報告内容と整合させること。

（注） 建物の誤信使用財産がある局所については、上記の方法に準じ、「建物」に係る一件別進行管理表を作成する。

文書記号番号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇財務（支）局 （財務所、出張所）長

国有財産の買受け意思の確認について

あなたが使用中の下記の土地は国有地です。

現在のところ、契約関係がないまま使用されている状況となっているため、速やかにあなたと国とで契約を結ぶ必要があります。

については、当該国有地についての買受けの意思の有無について確認したいので、令和〇〇年〇〇月〇〇日（通知の日から原則として3ヵ月以内の日を設定）までに、同封の別添回答書によりご回答ください。

なお、あなたに買受けの意思がない場合（期限内に回答のない場合を含みます。）は、借受けていただく必要があることをあわせてお伝えします。

記

1. 国有地の所在地（必要に応じて図面を添付）

2. 数 量

※ご不明な点、ご質問等につきましては、下記担当者までお問い合わせください。

お問い合わせ先  
〇〇財務（支）局 （財務所、出張所）  
または  
委託業者  
住所  
TEL \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*  
担当：〇〇

（作成上の留意事項）

必要に応じて適宜、加除修正して差し支えない。ただし、回答期限、買受けの意思がない場合は、借受けていただく必要がある旨の内容は必ず記載すること。

別添

国有財産の買受け意思についての回答書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付文書記号番号により確認のあった、国有地の買受けの意思について、下記のとおり回答します。

1. 国有地の所在地
2. 数 量

記

- 買受け意思 あり →  概算売却価格等の通知を希望する  
→  概算売却価格等の通知を希望しない  
(すぐに買受け)
- 買受け意思 なし → 借受けへ移行

【記入方法】 該当する□に○印を記入してください。

令和 年 月 日

〇〇財務（支）局（財務所、出張所）長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正して差し支えない。

〇〇 〇〇 殿

〇〇財務（支）局 （財務所、出張所）長

概算売却価格等の通知について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付であなたから買受け意思が示された、下記の土地の買受けに必要な概算価格をお知らせします。

については、令和〇〇年〇〇月〇〇日（通知の日から原則として3ヵ月以内の日を設定）までに、同封の普通財産売払申請書一式を提出してください。

なお、上記期限までに普通財産売払申請書の提出がない場合（期限内に回答のない場合を含みます。）は、借受けていただく必要があることをお伝えします。

記

1. 国有地の所在地

2. 数 量

3. 概 算 価 格 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

概算売却価格	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
概算既往使用料 （これまでの使用料）	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （使用料の算定期間）

※（職員へ注意事項） 予定価格ではないことに留意

※ご不明な点、ご質問等につきましては、下記担当者までお問い合わせください。

お問い合わせ先  
〇〇財務（支）局 （財務所、出張所）  
または  
委託業者  
住所  
Tel\*\*-\*-\*-\*  
担当：〇〇

（作成上の留意事項）

必要に応じて適宜、加除修正して差し支えない。ただし、回答期限、買受けの意思がない場合は、借受けていただく必要がある旨の内容は必ず記載すること。

文書記号番号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇財務（支）局 （財務所、出張所）長

貸付契約締結に向けた概算貸付料等の通知について

あなたが使用中の下記の国有地について、買受けの意思が示されませんでしたので、これまでにお知らせしたとおり、借受けていただく必要があることから、概算貸付料等をお知らせします。

については、令和〇〇年〇〇月〇〇日（通知の日から原則として3ヵ月以内の日を設定）までに、同封の普通財産貸付申請書を提出してください。

記

1. 国有地の所在地

2. 数 量

3. 概算貸付料等

概算貸付料	年額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
概算既往使用料	〇〇〇, 〇〇〇円
（これまでの使用料）	（使用料の算定期間）

※（職員へ注意事項） 予定価格ではないことに留意

※ご不明な点、ご質問等につきましては、下記担当者までお問い合わせください。

お問い合わせ先  
〇〇財務（支）局 （財務所、出張所）  
または  
委託業者  
住所  
TEL\*\*-\*-\*-\*  
担当：〇〇

（作成上の留意事項）

必要に応じて適宜、加除修正して差し支えない。ただし、期限は必ず記載すること。

文書記号番号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇財務（支）局 （財務所、出張所）長

国有財産の買受け・借受け意思の確認について

あなたが使用中の下記の土地は国有地です。

現在のところ、契約関係がないまま使用されており、また、すでに説明した取得時効についても申請手続きがなされないことから、速やかにあなたと国とで契約を結ぶ必要があります。

については、当該国有地についての買受け・借受け意思の別について、令和〇〇年〇〇月〇〇日（通知の日から原則として3ヵ月以内の日を設定）までに、同封の別添回答書によりご回答ください。

記

1. 国有地の所在地（必要に応じて図面を添付）

2. 数 量

※ご不明な点、ご質問等につきましては、下記担当者までお問い合わせください。

お問い合わせ先  
〇〇財務（支）局 （財務所、出張所）  
または  
委託業者  
住所  
TEL\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*  
担当：〇〇

（作成上の留意事項）

必要に応じて適宜、加除修正して差し支えない。ただし、回答期限は必ず記載すること。

別添

国有財産の買受け・借受け意思についての回答書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付文書記号番号により確認のあった、国有地の買受け・借受け意思の別について、下記のとおり回答します。

1. 国有地の所在地
2. 数 量

記

- 買受け意思 あり →  概算売却価格等の通知を希望する  
→  概算売却価格等の通知を希望しない  
(すぐに買受け)
- 借受け意思 あり →  概算貸付料等の通知を希望する  
→  概算貸付料等の通知を希望しない  
(すぐに借受け)

【記入方法】 該当する□に○印を記入してください。

令和 年 月 日

〇〇財務(支)局 (財務所、出張所)長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正して差し支えない。